

【植物防疫所からのお知らせ】

令和5年8月5日から  
厳格化

# 植物検疫を受ける すべての 輸入貨物に 検査証明書が必要です

植物を輸入するには、検査証明書(Phytosanitary certificate)を添付して、植物防疫官による輸入検査を受ける必要があります。

検査証明書の添付が必要な植物に添付がない場合は、植物防疫法に基づき **廃棄処分** となります。

ただし、一部対象とならない植物もあります。対象となる主な植物は裏面へ →

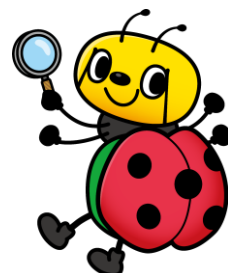
貨物での輸入においては、輸出国における検査証明書の発給体制を整備するための準備期間が設けられていますが、令和5年8月5日からは検査証明書の添付が必要となりますので、ご注意ください。詳しくは最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

**MAFF** 農林水産省  
植物防疫所

# 植物防疫所からのお知らせ

## 検査証明書を必要とする主な植物（例）

- ・ こく類（コメ、アワ、トウモロコシ、ソバ、ムギ類など）
- ・ まめ類（ダイズ、アズキ、ピーナッツなど）
- ・ 木材
- ・ 飼料、肥料、農林業生産資材に利用するもの
- ・ ドライフラワー（一部）、漢方薬（一部）、香辛料（一部）
- ・ カカオ豆、ゴマ、タマリンド乾果、コリアンダー
- ・ 栽培用の植物（苗、球根、種子など）
- ・ 消費用の生鮮植物（切花・切葉、生果実、野菜など）



植物防疫所公式キャラクター  
「ぴーきゅん」



コメ



コムギ



ダイズ



ゴマ



ハトムギ

ここで示した植物は代表的なものです。

ご不明な点などございましたら、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

## ＜事業者の方へ＞

植物防疫法により、植物を日本へ持ち込むには、輸出国政府機関により発行された検査証明書(Phytosanitary certificate)を添付して、植物防疫官による輸入検査を受ける必要があります。

検査証明書の添付が必要な植物に添付がない場合は、植物防疫法に基づき**廃棄処分**となります。

なお、貨物での輸入においては、輸出国における検査証明書の発給体制を整備するための準備期間が設けられていますが、**令和5年8月5日からは検査証明書の添付が必要**となりますので、ご注意ください。

2022.4

## 植物防疫所のお問合せ先

横浜植物防疫所 — 045-211-7152

門司植物防疫所 — 093-321-2601

名古屋植物防疫所 — 052-651-0112

那覇植物防疫事務所 — 098-868-2850

神戸植物防疫所 — 078-331-2386